

通達甲（副監．総．企．管）第5号
昭和48年3月31日
存 続 期 間

各 部 長 、 参 事 官 殿
所 属 長

副 総 監

東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程の制定について

〔沿革〕 平成7年1月 通達甲（副監．総．企．管）第1号
28年2月 同（副監．警．訴．訴1）第1号改正

このたび、東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（昭和48年3月31日訓令甲第8号。以下「専決規程」という。）が制定され、昭和48年4月1日から施行されることになったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、東京都公安委員会の委任に関する規則および東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程の制定について（昭和43年5月11日通達甲（総．企．管）第10号）は、廃止する。

記

1 専決規程制定の趣旨

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）第24条の2の規定に基づき東京都公安委員会から警視総監に委任された事務の一部を副総監、交通部長、運転免許本部長および運転免許試験場長に専決処理させて能率的な運営を図ることとされたものである。

2 運用上の指針

この委任事務は、すべて警視総監が最終的に責任を負うものであるから、専決規程によつて処理できるとされた事務であつても、常に自己の権限においてこれを処理できるというような解釈をしてはならない。したがつて、その事務処理については、慎重を期するとともに委任の趣旨をよく理解して迅速かつ適正に行なわなければならない。

3 重要特異事項の取扱い

専決規程において専決処理できるものとされた事項であつても、重要特異事項については、処理し得ないこととされたが、ここにいう重要特異事項とは、おおむね次のようなものをいうので取扱上留意すること。

- (1) その処分によつて後日行政訴訟または審査請求がなされるおそれがあるもの
- (2) 新聞等の報道機関に取り上げられ、社会の関心の的となつているもの
- (3) その他専決者において、そのつど警視総監、副総監または主管部長の決裁を受けることが適当と認められるもの

4 警視総監に対する報告

専決規程第7条に基づく警視総監に対する報告は、次の事項を記載して行なうこと。

- (1) 主管名
- (2) 決裁欄
- (3) 事務処理の期間
- (4) 事務処理の種別
- (5) 事務処理の内容
- (6) 処理件数
- (7) その他特記すべき事項

5 注意事項

- (1) 聴聞又は意見の聴取に係る90日以上の特許の効力の停止については、副総監が処分決定するのであるが、この場合、聴聞又は意見の聴取は、聴聞官の指名等に関する規程（昭和45年7月17日訓令甲第19号）第3条により指名された聴聞官が行うものである。
- (2) 委任を受けた事務は、警視総監が自らの名と責任において処理することとなるので、委任に係る行為はすべて警視総監名をもって行なうこと。

6 審査請求に対する審査庁

公安委員会から委任された事務について、警視総監がした処分に対する審査請求については、公安委員会が審査庁となる。